

事業説明シート

事業名	家庭福祉相談事業		部局名	県民文化部
開始年度	S39	終了予定 年度	担当課 (室)	こども・家庭課
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接 <input type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 指定管理 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> 負担金 <input type="checkbox"/> その他			

1 目的【「背景（現状と課題）」と「目指す姿」】

ひとり親家庭の親は、生計の維持と児童の養育という2つの役割を1人で担わなければならない、経済的にも不安定な状況におかれがちである。

子どもがいる現役世帯（世帯主が18歳以上65歳未満）のうち、大人が1人の世帯の相対的貧困率*は50.8%と大人が2人以上の家庭の10.7%（平成27年国民生活基礎調査）に対し約5倍と高いことから、ひとり親家庭に対するきめ細やかな就労支援・生活支援を行うことにより、困難を抱えるひとり親家庭の自立を促進している。

※相対的貧困率・・・世帯の可処分所得などをもとに子どもを含めて家族一人ひとりの所得を仮に計算し、順番に並べた時、真ん中の人の額の半額（貧困線）に満たない人の割合

2 事業概要【どのような事業であるか】

困難を抱えるひとり親家庭に対して、「子育て・生活支援」、「就業支援」、「経済的支援」の3本の柱により支援を行っている。

1) 子育て・生活支援

【母子・父子自立支援員の配置】

- ・県内10福祉事務所に「母子・父子自立支援員」を各1名ずつ配置し、ひとり親家庭の生活全般の相談窓口として支援

【保育所入所等に関する特別の配慮】

- ・保育所に入所する児童の選考に当たりひとり親家庭に特別の配慮をするよう市町村に依頼

【相談会の実施】

- ・養育費・面会交流相談会の実施

2) 就業支援

【就業相談・就職支援（母子家庭等就業・自立支援センター）】

- ・県庁こども・家庭課及び県内4保健福祉事務所（上田、伊那、松本、長野）に5名の就業支援員を配置し、就業に係る相談に対応

【職業能力開発】

- ・ **自立支援教育訓練給付金事業**

経理事務、医療事務等専門性の高い講座を受講する場合、講座修了後に対象講座の受講料の6割を給付

- ・ **高等職業訓練促進給付金事業**

看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士等の資格を取得するために、養成機関において1年以上のカリキュラムを修業し、その間、就労と修業の両立が困難な者に対し、給付金を支給

加えて、修了後に修了支援給付金を給付

- ・ **高等職業訓練促進資金貸付事業**

高等職業訓練促進給付金の支給を受ける者に入学準備金 50 万円、就職準備金 20 万円を貸付

養成機関卒業から1年以内に資格を生かして就職し、県内において5年間その職に従事することにより返還を免除

- ・ **就業支援講習会**

就業に有利な技能を取得するための講座としてパソコン講習等を開催。

3) 経済的支援

【児童扶養手当の支給】

- ・ ひとり親家庭の、満18歳に達する年度末までの児童を対象に、その児童を監護する父母等養育者に支給

【母子父子寡婦福祉資金の貸付】

- ・ ひとり親家庭又は寡婦に対し、修学、修業、就学支度、事業の開始・継続、技能習得、生活、医療介護、就職支度、住宅・転宅、結婚等の資金を無利子又は低利で貸付

3 県・市町村・民間等の役割分担

区分	役割・具体的な取組
県	[役割] <ul style="list-style-type: none"> ・郡内在住のひとり親家庭の自立を支援 ・福祉事務所（県、市）に配置されたひとり親、女性にかかわる相談員・支援員の資質向上 ・上記相談員・支援員のネットワークの構築 [取組] <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親からの家庭相談への対応 ・資質向上、ネットワーク構築に関する研修会の開催
市	[役割] <ul style="list-style-type: none"> ・市内在住のひとり親家庭の自立を支援 [取組] <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親からの家庭相談への対応

4 事業コスト

(単位：千円)

区分	28年度決算	29年度決算	30年度予算
事業費	23,546	23,394	26,155
一般財源	18,952	15,998	17,734
県債			
国庫支出金	4,539	7,347	8,356
その他	55	49	65

5 成果指標

成果指標（単位）	28年度 成果	29年度		達成状況
		目標値	成果	
母子・父子自立支援員 相談指導結果（件）	相談件数 1,484	—	相談件数 1,157	—
母子家庭等就業・自立支援センタ ー登録者、就業率 （人、％）	登録者 184 就業率 81.5%	就業率 80%	登録者 165 就業率 80%	達成

6 これまでの成果

平成 29 年度における主な事業実績

1) 子育て・生活支援

平成29年度 母子・父子自立支援員相談指導結果(郡部)

区分	生活一般					児童				経済的支援・生活援護			その他	合計
	医療・健康	家庭紛争	就労	その他	小計	教育	養育	その他	小計	福祉母子資金貸付金	母子寡婦	その他	小計	
相談件数(件)	22	92	101	56	271	49	10	8	67	785	18	803	16	1,157

区分	訪問調査指導
実件数(件)	382
延件数(件)	711

2) 就業支援

○母子家庭等就業・自立支援センター(就業支援員による就業支援)

登録者 165 人、就業相談延人数 2,410 人、登録者就業率 80%

○自立支援教育訓練給付金 給付件数 1 件、給付額 39 千円

○高等職業訓練促進給付金 給付件数 12 件、給付額 11,417 千円

○高等職業訓練促進資金貸付 貸付件数 39 件、貸付額 15,600 千円

○就業支援講習会(パソコン講習会) 開催 5 地区 参加延人数 24 人

3) 経済的支援

○児童扶養手当の支給 受給者数 2,691 人(H30.3時点)、支給額 1,226 百万円

○母子父子寡婦福祉資金の貸付 貸付件数 223 件、貸付額 143,268 千円

7 今後の方向性

1 ひとり親への支援施策

引き続き、「子育て・生活支援」、「就業支援」、「経済的支援」の3本の柱により困難を抱えるひとり親家庭への支援を行っていく。

特に、相対的貧困状態にあるひとり親家庭が過半数を超えていること、母子家庭の母の半数近くが非正規雇用で就業している（平成27年「ひとり親家庭実態調査」）ことから、ひとり親の就業を支援し、安定した収入の確保を応援していく。

そのため県では、就業支援員によるひとり親からの就業相談への対応や、就業情報の提供、職業紹介等を行うとともに、就職に有利な資格取得のための給付金の支給、技能取得のための就業支援講習会の開催等、ひとり親の就業支援施策を進めている。

就業支援講習会については、平成15年度に事業を開始し、昨年までの15年間で延べ約2,700人が本講座を受講した。

しかし近年、受講者数の減少や類似講座の増加など、県として実施する意義等について検討が必要と考えている。

《点検者の皆様にご意見・ご提案をいただきたい事項》

就業支援講習会がひとり親家庭の経済的安定に資する事業となるよう、効果的な開催方法・周知方法、また、就業を希望するひとり親及びひとり親を雇用しようとする企業のニーズに応えられる講習会の例などご意見をいただきたい。

2 支援員の資質向上及び関係機関連携

福祉事務所に配置している母子・父子自立支援員がひとり親家庭からの全般的な相談窓口となっており、相談内容によっては適切な窓口の紹介を行っている。

ひとり親家庭の相談は、単一の課題だけでない場合が多く、ひとり親家庭の様々なニーズに対応するためには、支援員の資質向上と関係機関との連携の強化がより一層必要である。

そこで、平成28年度から「ひとり親家庭支援ネットワーク強化研修会」を実施し、支援員の資質向上とひとり親に係る県内各種の支援員・相談員の連携強化を図っている。研修では、様々なテーマを設定し実施することで、現場の支援員・相談員の資質向上を図るとともに、研修会という場で顔の見える関係性を築くことを目指しているが、ネットワーク強化の観点からの成果が見えづらい。

県としては、更に効果的な方策として、研修の中に事例検討（グループディスカッション）の時間を設けることにより、個別事案への対応力の強化だけでなく、関係機関との連携強化に繋げていくことを検討している。

《点検者の皆様にご意見・ご提案をいただきたい事項》

上記の他、ネットワークの強化という視点で研修会の効果的な開催方法等に対するご意見をいただきたい。

また、現在の支援員に求められている資質、相談窓口のあり方などご意見をいただきたい。

8 関連事業

事業名	就業支援講習会				
開始年度	H15	終了予定 年度	—	30年度 当初予算額	2,624千円
目的	ひとり親家庭の親及び寡婦を対象に、就職に有利な資格等を取得するための講座を実施することにより就業を促進し、ひとり親家庭の自立と生活基盤の一層の安定を図る。				
事業内容	パソコン技術の取得講座を、事業者への委託により実施。 受講者による受講料の負担なし（テキスト代は自己負担）。				
	コース	会場	講習内容		
	初・中級	6会場	初心者を対象に、パソコンの基本操作等の習得を目指す。（全6回）		
資格取得	6会場	基本操作等を習得している者を対象に、日商PC検定3級又はマイクロソフトオフィススペシャリスト2010以上の取得を目指す。（全10回）			

事業名	ひとり親支援ネットワーク強化研修会				
開始年度	H28	終了予定 年度	—	30年度 当初予算額	64千円
目的	ひとり親家庭への支援としては、子育て・生活に関する内容から就業・自立に関する内容までワンストップで相談に応じることができる体制を整備するとともに、関係機関が連携して総合的・包括的な支援を行うことができる体制を整えることが有効である。 そこで、ひとり親家庭の支援に関わる各支援員（母子・父子自立支援員、就業支援員、母子生活支援施設職員等）を対象とした研修会を実施することで、資質向上及び連携強化を図る。				
事業内容	<p>1 対象者</p> <p>ひとり親家庭の支援に携わる各支援員等</p> <p>(1) 母子・父子自立支援員</p> <p>(2) 母子生活支援施設職員</p> <p>(3) 就業支援員</p> <p>(4) その他参加を希望する職員</p> <p>2 研修内容（平成29年度）</p> <p>第1回「ひとり親家庭支援の基本的な心構え」</p> <p>第2回「養育費・面会交流に関する相談対応」</p>				

事業名	自立支援教育訓練給付金※ ※郡分				
開始年度	H15	終了予定 年度	—	30年度 当初予算額	900 千円
目的	ひとり親家庭が自主的に行う職業能力の開発を推進するため、県があらかじめ指定した教育訓練講座を受講し、職業能力の開発を自主的に行うものに対して教育訓練終了後、給付金を支給する。				
事業内容	(1) 対象者 児童扶養手当支給水準の母子家庭の母、父子家庭の父 (2) 対象講座 介護職員初任者研修や医療事務等の専門性の高い講座 (3) 給付額 対象講座の受講料の6割相当額 (4) 支給方法 受講開始前に県に講座指定の申請を行い、受講終了後の支給申請により支給				

事業名	高等職業訓練促進給付金事業				
開始年度	H15	終了予定 年度	—	30年度 当初予算額	26,950 千円
目的	就職に有利な資格（看護師、保育士等）の取得を目指し、1年以上養成機関で受講する者に対して、その期間に給付金を支給することで、生活の負担の軽減を図り、資格取得の支援を行う。 また、入学時における負担を考慮し、修了支援給付金を修了後に支給する。				

事業内容	<p>(1) 対象者 母子家庭の母又は父子家庭の父で、養成機関において修業を開始した日以後において、また、修了支援給付金の支給対象者は養成機関における修業を開始した日及び当該養成機関におけるカリキュラムを修了した日において、次の要件の全てを満たす者とする。</p> <p>ア 児童扶養手当の支給を受けているか、又は同様の所得水準にあること。</p> <p>イ 養成機関において1年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者であること。</p> <p>ウ 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる者であること。</p> <p>エ 当該資格を取得することが適職に就くために必要であると認められるものであること。</p> <p>(2) 支給期間 修業期間の全期間（上限3年）</p> <p>(3) 支給時期 毎月支給する。</p> <p>(4) 支給基本額 月 額 100,000 円（住民税課税世帯は 70,500 円） 修了支援給付金 50,000 円 （住民税課税世帯は 25,000 円）</p> <p>(5) 対象資格 看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、調理師、製菓衛生師及びその他上記に準じ知事が必要と認めた資格</p>
------	--



ひとり親家庭及び寡婦のみなさんへ

長野県県民文化部こども・家庭課
〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2
電話 (直通) 026-235-7147

相談はこちらへ

困ったときは、あなたの近くにより相談相手となる人がいます。相談は無料で、個人の秘密は守られます。
おひとりで悩まずに安心してご相談ください。

◎生活全般の相談

福祉事務所・福祉事務所では、母子・父子自立支援員などがひとり親家庭・寡婦のみなさんの悩みごとの相談を受け、
問題解決のお手伝いをします。一人ひとりに寄り添って、関係する業務の担当者につなげます。
民生・児童委員…お住まいの地区には厚生労働大臣から委嘱された民生・児童委員がおり、生活・家族・子どもなど福祉全般の相談にのっています。地区担当の委員については市町村役場にお問い合わせください。

◎福祉事務所一覧

郡・市	所在地	電話番号	郡・市	所在地	電話番号
佐久	〒385-8533 佐久市跡部 65-1	0267-63-3142	飯田市	〒395-8501 飯田市大久保町 2534	0265-22-4511
小県	〒386-8555 上田市材木町 1-2-6	0268-25-7123	諏訪市	〒392-8511 諏訪市高島 1-22-30	0266-52-4141
諏訪	〒392-8601 諏訪市上川 1-1644-10	0266-57-2911	須坂市	〒382-8511 須坂市大字須坂 1528-1	026-248-9003
上伊那	〒396-8666 伊那市荒井 3497	0265-76-6811	小諸市	〒384-8501 小諸市相生町 3-3-3	0267-22-1700
下伊那	〒395-0034 飯田市追手町 2-678	0265-53-0411	伊那市	〒396-8617 伊那市下新田 3050	0265-78-4111
木曾	〒397-8550 木曾郡木曾町福島 2757-1	0264-25-2219	駒ヶ根市	〒399-4192 駒ヶ根市赤須町 20-1	0265-83-2111
松本	〒390-0852 松本市大字島立 1020	0263-40-1914	中野市	〒383-8614 中野市三好町 1-3-19	0269-22-2111
北安曇	〒398-8602 大町市大町 1058-2	0261-23-6508	大町市	〒398-8601 大町市大町 3887	0261-22-0420
長野	〒380-0936 長野市大字中御所岡田 98-1	026-225-9085	飯山市	〒389-2292 飯山市大字飯山 1110-1	0269-62-3111
北信	〒389-2255 飯山市大字静間 1340-1	0269-62-3943	茅野市	〒391-8501 茅野市塚原 2-6-1	0266-72-2101
長野市	〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町 1613	026-224-5031	塩尻市	〒399-0786 塩尻市大門 7-3-3	0263-52-0280
* 篠ノ井 分室	〒388-8006 長野市篠ノ井御幣川 281-1	026-292-2596	佐久市	〒385-8501 佐久市中込 3056	0267-62-2111
松本市	〒390-8620 松本市丸の内 3-7	0263-33-4767	千曲市	〒389-0892 千曲市大字戸倉 2388	026-273-1111
上田市	〒386-0012 上田市中央 6-5-39 ひとまちげんき・健康プラザうえだ	0268-23-5106	東御市	〒389-0502 東御市鞍掛 197 東御市総合福祉センター	0268-64-8888
岡谷市	〒394-8510 岡谷市幸町 8-1	0266-23-4811	安曇野市	〒399-8281 安曇野市豊科 6000	0263-71-2000

手当・年金のこと

1 児童扶養手当の支給（相談窓口：福祉事務所・町村）

母子・父子家庭等の18歳到達年度の末日を経過していない児童（障がい児のときは20歳未満）を対象とし、その児童を監護する母、監護しかつ生計を同じくする父、又は養育者に支給されます。（所得による制限等がありますが、児童扶養手当の受給をもって、関連する他の支援制度を使うことができるので、市町村役場にお問い合わせください。）

年間所得限度額 (母子2人世帯の例)	支 給 月 額		
	児童1人の場合	児童2人の場合	児童3人以降1人につき
570,000円未満（7月まで）	42,500円	所得に応じて	所得に応じて
870,000円未満（8月から）			
570,000円以上2,300,000円未満（7月まで）	42,490円～10,030円	10,040円～5,020円加算	6,020円～3,010円加算
870,000円以上2,300,000円未満（8月から）			

2 児童手当の支給（相談窓口：市町村）

児童手当は、15歳到達年度の末日を経過していない児童（中学校修了前の児童）を養育している方に支給されます。住所地の市町村長の認定により、申請した翌月分からの支給となります。

3 交通・災害遺児見舞金（相談窓口：市町村社会福祉協議会）

交通又は災害の事故により、父又は母が死亡か高度障害になったときは、18歳になった年度末までの間にある児童に見舞金150,000円が支給されます。

4 年金制度（相談窓口：年金事務所・市町村）

国民年金の被保険者が死亡したときは、子（18歳到達年度の末日を経過していない子又は20歳未満で障害年金の障害等級1・2級の子）のある配偶者又はその子本人に、遺族基礎年金が支給されます。厚生年金保険の被保険者が死亡したときは、遺族基礎年金に上乗せして遺族厚生年金が支給されます。（遺族が子のない妻、55歳以上の子のない夫・父母・祖父母などの場合、遺族基礎年金は支給されず、遺族厚生年金のみが支給されます。）ただし、未納・未加入の期間があるときは、支給されない場合があります。

暮らしのこと

1 就学援助制度（相談窓口：市町村教育委員会）

経済的な理由により就学が困難な小中学生の保護者は、市町村の認定を受けることで、学用品費、学校給食費、修学旅行費などの援助を受けることができます。

2 医療費の給付（相談窓口：市町村）

一定の要件を満たす母子家庭、父子家庭などに対し医療費の自己負担分の一部を支給します。

3 母子父子寡婦福祉資金の貸付（相談窓口：福祉事務所）

貸付を受けたい方は母子・父子自立支援員にご相談ください。（個々の事情により貸付できない場合もあります。）なお、貸付実行までには時間を要しますので、余裕を持った申請をお願いします。

資金名	貸付対象	貸付内容
母子福祉資金 父子福祉資金	<ul style="list-style-type: none"> 児童（20歳未満）を扶養している母子家庭の母又はその児童（母子家庭の母が同時に扶養している20歳以上である子を含みます。） 児童（20歳未満）を扶養している父子家庭の父又はその児童（父子家庭の父が同時に扶養している20歳以上である子を含みます。） 父母のない児童 	裏面一覧表をご覧ください。
寡婦福祉資金	<ul style="list-style-type: none"> 20歳以上の子を扶養している寡婦又はその被扶養者 扶養する子がない寡婦 配偶者のない40歳以上の女子（婚姻をしたことのない方は含まれません。） 	

4 生活福祉資金の貸付（相談窓口：市町村社会福祉協議会）

低所得世帯等の経済的自立と社会参加を支援するため、無利子又は低利で各種資金の貸付を行っています。

5 生活保護の受給（相談窓口：福祉事務所、町村、地区担当の民生・児童委員）

病気、失業等により収入が途絶えたり、働いていても収入が少なく生活に困っている方は、生活保護の申請ができます。

6 養育費の相談（相談窓口：福祉事務所）

養育費の取り決めや確保で困っている方は、お住まいの福祉事務所がご相談にのります。

7 母子生活支援施設の利用（相談窓口：福祉事務所）

生活上のさまざまな問題のため子どもの養育が十分できない場合に、お母さんと子どもと一緒に利用できます。

8 公営住宅への入居（相談窓口：建設事務所建築担当課又は市町村）

母子・父子世帯、高齢者世帯、多子世帯等を対象に優先入居制度、家賃減免制度を設けている場合があります。

9 JR通勤定期乗車券の特別割引（相談窓口：市町村）

児童扶養手当又は生活保護を受けている世帯の方には、JRの通勤定期乗車券の特別割引（3割引）があります。定期券を割引で購入するためには、市町村が交付する証明書が必要です。なお、通学には適用されません。

仕事のこと

1 ハローワーク（公共職業安定所）

専門の相談員等が就職についてのきめ細かな相談や職業紹介に応じています。公共職業訓練を受けることもできます。

2 生活就労支援センター“まいさぼ”

生活に困窮されている方を対象に、生活や就労に関する相談支援を行います。

3 就業支援員（相談窓口：上田・伊那・松本・長野の4保健福祉事務所）

母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦を対象に、無料職業紹介など就業への支援を行っています。

4 就業支援講習会（相談窓口：県子ども・家庭課）

就業に有利な技能を取得するための講座としてパソコン講習などを開催します。

5 能力開発のための制度（相談窓口：福祉事務所）

事業名	自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金事業
給付対象者	・児童扶養手当支給水準の母子家庭の母又は父子家庭の父 ・給付を受けようとする者の就業経験等から、受講する教育訓練が就業のために有効であると認められる方	・児童扶養手当支給水準の母子家庭の母又は父子家庭の父 ・就労と修業の両立が困難な方 ・養成機関において1年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる方
対象講座	経理事務・医療事務等の専門性の高い講座	介護福祉士、看護師、保育士、理学療法士、調理師等
給付額	対象講座の受講料の6割。（上限200,000円。6割相当額が12,000円を超えない場合は支給されません。）ただし、雇用保険法による一般教育訓練給付金の給付を受ける場合はその額が差し引かれます。	① 高等職業訓練促進給付金 修業期間中の一定期間 月額100,000円 （住民税課税世帯は月額70,500円） ② 高等職業訓練修了支援給付金 50,000円（住民税課税世帯25,000円）

※高等職業訓練促進給付金の支給対象者は、養成機関の入学準備金（50万円）と資格取得後の就職準備金（20万円）について、償還免除条件付きで貸付（高等職業訓練促進資金貸付事業）を受けることができます。

ひとり親福祉団体

県内の市町村単位で多くのひとり親家庭の福祉団体があり、ご加入いただけます。市町村にない場合でも、県連合会の広域会員として加入できます。会員は会報などを通じてひとり親家庭福祉の情報を入手できるほか、各種行事への参加、協賛店サービスの利用などが受けられます。同じ悩みを持った仲間や先輩との交流、子ども同士の仲間作りもできます。加入方法等は県連合会事務局へお問い合わせください。

長野県ひとり親家庭等福祉連合会（伊那市山寺298番地1「ふれあいーな」内/0265-72-2618）

【平成30年度実施予定事業】

○自立支援講習会：9月9日 [塩尻市] ○ひとり親家庭セミナー：11月25日 [伊那市]

○親と子のいきいき講座：県内各地で開催

○ひとり親家庭学習支援事業：小中学生を対象に県内各地で開催

○協賛店制度：会員向けの各種サービスをご利用いただけます。

県連合会ホームページ ⇒



平成30年度 長野県母子父子寡婦福祉資金の貸付内容

* 貸付を受けるには、連帯保証人の設定や所得要件等の条件がありますので、詳しくはお住まいの福祉事務所におたずねください。
また、貸付までにはお時間を要しますので、余裕を持った申請をお願いします。

貸付の種類	貸付金額の限度					据置期間	償還期間	年利率	違約金			
事業開始資金	個人 2,850,000 円		団体 4,290,000 円			1 年	7 年以内	無利子 又は1% ※2	延滞元利金額に対し年5%			
事業継続資金	個人 1,430,000 円		団体 1,430,000 円			6 か月	7 年以内					
修学資金 ※1	学校種別		学年別		1年 (月額)	2年 (月額)	3年 (月額)	4年 (月額)		5年 (月額)	当該学校 卒業後 6 か月	○高校 ○高専 ○短大 ○大学 ○大学院 } 15年以内
			高等学校	国公立	自宅通学	27,000 円	27,000 円	27,000 円				
			自宅外通学	34,500 円	34,500 円	34,500 円						
		私立	自宅通学	45,000 円	45,000 円	45,000 円						
			自宅外通学	52,500 円	52,500 円	52,500 円						
		高等学校	国公立	自宅通学	31,500 円	31,500 円	31,500 円	67,500 円		67,500 円		
			自宅外通学	33,750 円	33,750 円	33,750 円	76,500 円	76,500 円				
			私立	自宅通学	48,000 円	48,000 円	48,000 円	79,500 円		79,500 円		
			自宅外通学	52,500 円	52,500 円	52,500 円	90,000 円	90,000 円				
		短期大学	国公立	自宅通学	67,500 円	67,500 円						
			自宅外通学	76,500 円	76,500 円							
			私立	自宅通学	79,500 円	79,500 円						
			自宅外通学	90,000 円	90,000 円							
		大学	国公立	自宅通学	67,500 円	67,500 円	67,500 円	67,500 円				
			自宅外通学	76,500 円	76,500 円	76,500 円	76,500 円					
			私立	自宅通学	81,000 円	81,000 円	81,000 円	81,000 円				
			自宅外通学	96,000 円	96,000 円	96,000 円	96,000 円					
		大学院	修士課程		132,000 円	132,000 円						
			博士課程		183,000 円	183,000 円						
		専修学校	国公立	高等	自宅通学	27,000 円	27,000 円	27,000 円				
					自宅外通学	34,500 円	34,500 円	34,500 円				
					専門	自宅通学	67,500 円	67,500 円				
					自宅外通学	76,500 円	76,500 円					
				私立	高等	自宅通学	45,000 円	45,000 円	45,000 円			
			自宅外通学		52,500 円	52,500 円	52,500 円					
			専門		自宅通学	79,500 円	79,500 円					
			自宅外通学		90,000 円	90,000 円						
		一般	自宅通学	48,000 円	48,000 円							
		自宅外通学	48,000 円	48,000 円								
修業資金 各種学校	月 68,000 円 (就職を希望する高校3年生の自動車運転免許取得 460,000 円)					知識技能習得後1年	6 年以内					
就学支度資金	小学校入学		40,600 円			中学校入学 47,400 円			当該学校 卒業後 6 か月	5 年以内		
	修業施設(高等学校卒業業者)		自宅通所	90,000 円		自宅外通所	100,000 円					
	専修学校(一般課程)		自宅通学	150,000 円		自宅外通学	160,000 円					
	高等学校 専修学校(高等課程)	公立	自宅通学	150,000 円		自宅外通学	160,000 円					
		私立	自宅通学	410,000 円		自宅外通学	420,000 円					
	高等専門学校 短期大学 大学 専修学校(専門課程)	公立	自宅通学	370,000 円		自宅外通学	380,000 円					
		私立	自宅通学	580,000 円		自宅外通学	590,000 円					
	大学院	公立	380,000 円									
私立		590,000 円										
技能習得資金	月 68,000 円 (自動車運転免許取得 460,000 円 一時的に多額の費用が必要な場合 816,000 円)					知識技能習得後1年	20 年以内					
生活資金	月 103,000 円 (生計中心でない場合 又は現に扶養する子のいない寡婦 69,000 円 ・技能習得期間中の場合 141,000 円)					貸付期間満了後6か月	8年(一般) 5年(医療介護) 5年(失業) 20年(技能習得) 以内					
医療介護資金	340,000 円 (特別 480,000 円) 介護 500,000 円					医療期間満了後6か月	5 年以内	無利子 又は1% ※2				
就職支度資金	被服等	100,000 円			別に、就職に際し、自動車通勤の必要性が認められる者の自動車購入資金の貸付の場合左記の上限額に230,000 円を加算			1 年	6 年以内			
住宅資金	1,500,000 円 (災害等で住宅が全壊等、老朽による増改築・移転改築及び新規取得 2,000,000 円)					6 か月	6年以内 7年以内(特別)					
転宅資金	260,000 円					6 か月	3 年以内					
結婚資金	300,000 円					6 か月	5 年以内					

※1: 日本学生支援機構から奨学金の貸与を受けている方については、奨学金の貸与月額と本貸付金の修学資金の貸付限度額との差額を限度として、貸付けを受けることができます。

※2: 保証人を立てた場合は無利子、立てない場合は1%となります。なお、これらの貸付金についても申請者の所得状況によっては、連帯保証人が必要となります。ただし、就職支度資金で児童に係るものについては、保証人の有無にかかわらず無利子です。

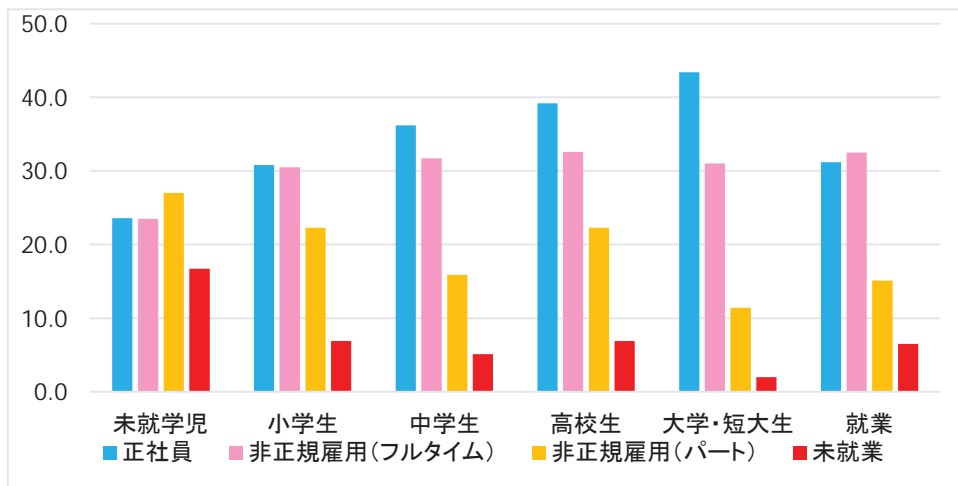
ひとり親の就業支援について

こども・家庭課

1 長野県のひとり親家庭の状況について (世帯数)

	H9	H26	H29
母子家庭数	14,870	23,813	23,314
父子家庭数	2,700	3,335	3,274

2 第1子年齢別母子家庭の母親の就業形態について



➤ 母子家庭の母は非正規雇用が多い

3 就業支援制度について

◆ 就業支援相談件数等

(単位：人、%)

区分合計	H25	H26	H27	H28	H29	合計
就業支援相談 延べ人数	3,475	2,698	2,618	2,160	2,410	13,361
登録者数	291	223	216	184	165	1,079
就業支援員に よる就職者数	207	188	169	150	132	846
就 業 率	71.1	84.3	78.2	81.5	80.0	78.4

※ H29 就職者数の内訳：フルタイム 64 人、パートタイム 68 人

※ H29 企業訪問件数：401 件

◆ 就業支援講習会受講状況

(単位：人)

	H25	H26	H27	H28	H29	合計
受講者数	120	109	99	120	24	472
今後の就職に 結び付けたい	36	28	31	26	22	143
現在の仕事に 役立った	27	24	27	25	—	103

※「今後の就職に結び付けたい」「現在の仕事に役立った」は、就業支援講習会受講者に対するアンケート調査結果。

◆ 就業支援講習会実施状況

(単位：か所、人)

区分	平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	会場数	受講者	会場数	受講者	会場数	受講者	会場数	受講者
就業支援セミナー					4	18		
パソコン初級					4	31	5	11
パソコン応用 (パソコン実務実践)	7	53	7	38	4	37	5	7
パソコン資格取得 (日商 P C)	4	31	7	28	4	34	5	6
日商簿記 3 級	4	19	4	18				
ビジネスマナー	3※	6						
パソコン財務会計			3※	15				
合計	21	109	18	99	16	120	18	24



ひとり親家庭等就業支援講習会のお知らせ

母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の方を対象に、就業に必要な技能習得を目的とした「パソコン講習会」を開催します。

○応募できる方

母子家庭の母、父子家庭の父又は寡婦であって、就業に意欲があり、希望コースの全日程を受講出来る方。
 定員に空きがあるコースについては、ひとり親家庭の中学生以上の児童も受講できます。
 （児童が受講する場合は、母又は父と一緒に受講してください。）

○講座内容

コース名	講習内容	講習回数	講習時間	受講対象
初級・中級	文字入力、インターネット検索、ワード・エクセル基本操作、簡単な資料作成等。	全6回	1回4時間程度	初心者対象
資格取得	日商PC検定3級又はマイクロソフトオフィススペシャリスト2010（ワード又はエクセル）以上の取得をめざす。	全10回	1回6時間程度	基本操作等を習得している方

○開催場所・日時 裏面の詳細をご覧ください。

○受講料 無料

○テキスト代 有料（受講コースにより異なりますが、2,000円～5,000円程度です。）
受講決定後に取り消される場合は、テキスト代をご負担いただくことがあります。

○募集人数 10名
定員を上回る受講希望者があった場合は、書類選考となります。

○託児 ありません
保育所等での有料の一時預かりを利用した場合、料金の一部を補助いたします。

○資格取得コースについての留意事項

- *講習修了後、検定を受けていただきますが、検定料は各自のご負担となりますのでご了承下さい。
- *検定試験の申込方法等は、講習会の中で事業者から説明があります。

○その他

- *お住まいの地域に限らず、どの地域の講習会場でも受講できます。
- *お一人で、複数のコースをお申し込みいただくことも可能です。

★パソコン初級・中級コース★（全6回）

講習会場		開催日時（土曜日他）	駐車場
佐久 上田	上田情報ビジネス専門学校（しなの鉄道上田駅お城口より北へ徒歩12分 原町バス停より徒歩1分 真田太平記館隣） TEL0268-22-0255	10/6, 20, 27, 11/17, 24, 12/8 【講習時間】 9:00～13:00	有料
諏訪	(有)ジャップス（下諏訪町 8848-5 JR下諏訪駅よりバスで10分、 高木下バス停から徒歩3分） TEL0266-26-1277	10/27, 11/10, 17, 12/1, 8, 15 【講習時間】 13:00～17:00	有料
上伊那	宮田村商工会館二階（宮田村役場北隣、セブンイレブン東隣） 委託事業者：(株)アンダンテ TEL0265-85-2849	10/6, 20, 27, 11/10, 17, 24 【講習時間】 13:10～17:00	無料
下伊那	伊坪ビジネス(株)（飯田市松尾代田 746-1 アザールビル3F 綿半 アップルロード店、飯田女子短期大学の近く） TEL0265-24-6262	10/13, 20, 27, 11/3, 10, 17 【講習時間】 9:00～13:00	無料
松本	塩尻総合文化センター（塩尻市大門七番町4番3号 JR塩尻駅から 徒歩7分、市役所近く）委託業者：スキルアップ TEL0266-23-4118	10/6, 13, 20, 23（火）、11/7（水） 11/10【講習時間】 10:00～15:00	無料
長野	NPO 法人ネットプラザ長野（ノルテ長野、長野電鉄信濃吉田駅徒歩1分 しなの鉄道北長野駅より徒歩3分） TEL026-263-6444	10/13, 20, 27, 11/10, 17, 12/1 【講習時間】 13:00～17:00	無料

★パソコン資格取得コース★（全10回）

講習会場		開催日時（土曜日他）	駐車場
佐久 ・ 上田	上田情報ビジネス専門学校：上田市中央3-7-5 （しなの鉄道上田駅お城口より北へ徒歩12分、原町バス停より 徒歩1分 真田太平記館隣） TEL0268-22-0255	12/15, 22, 1/12, 19, 26, 2/9, 16, 3/2, 9, 16 【講習時間】 9:30～16:30 ※ MOS試験 3/16	有料
諏訪	(有)ジャップス：下諏訪町 8848-5 （JR下諏訪駅よりバスで10分、高木下バス停から徒歩3分） TEL0266-26-1277	1/13, 20, 27, 2/3, 10, 17, 24, 3/3 3/10, 17 【講習時間】 9:00～16:00 ※修了後、随時(いつでもご希望の日時)	有料
上伊那	宮田村商工会館2階：宮田村 86-1 （宮田村役場北隣、セブンイレブン東隣） 委託事業者：(株)アンダンテ TEL0265-85-2849	12/8, 15, 22, 1/12, 19, 26, 2/2, 9, 2/23, 3/2 【講習時間】 10:10～17:00 ※ 検定日随時（3/5～3/30）	無料
下伊那	伊坪ビジネス(株)：飯田市松尾代田 746-1 アザールビル3F （綿半アップルロード店、飯田女子短期大学の近く） TEL0265-24-6262	1/12, 19, 26, 2/2, 9, 16, 23, 3/2, 3/9, 16 【講習時間】 9:00～16:00 ※ 日商PC検定 2/9(文書)、3/16(デタ活用)	無料
松本	塩尻総合文化センター：塩尻市大門七番町4番3号 （JR塩尻駅から徒歩7分、市役所近く） 委託業者：スキルアップ TEL0266-23-4118	11/24, 12/1, 12/8（4回目以降は未定） 【講習時間】 9:00～16:00 ※最終日にMOS試験予定	無料
長野	NPO 法人ネットプラザ長野：長野市吉田3-22-4 ノルテ長野 （長野電鉄信濃吉田駅徒歩1分又はしなの鉄道北長野駅より 徒歩3分） TEL026-263-6444	12/8, 15, 22, 1/12, 19, 26, 2/2, 9, 2/16, 23 【講習時間】 10:00～17:00 ※ 日商PC検定 2/23(文書), 3/16(デタ活用)	無料

○お申込み先 お住まいの地域の県の保健福祉事務所福祉課あて持参又は郵送

○申込期限 平成30年8月31日（金）必着

○申込みに必要な書類

- ①このチラシの受講申込書
- ②ひとり親家庭であることが分かる公的書類等
 - ・ひとり親家庭の親・・・児童扶養手当証書の写し又は戸籍謄本
 - ・寡婦の方・・・戸籍謄本

○受講決定について

受講の可否については、県庁こども・家庭課から申込者全員に直接通知します。
また、パソコン講習会の受講に関する諸連絡事項は、講習会実施業者から直接送付されます。

※お申込み・お問い合わせ先一覧

お住まいの地域	お問い合わせ先	住 所	電話番号
小諸市、佐久市、 南佐久・北佐久郡	佐久保健福祉事務所福祉課 母子・父子自立支援員	〒385-8533 佐久市跡部 65-1	(0267) 63-3142
上田市、東御市、 小県郡	上田保健福祉事務所福祉課 母子・父子自立支援員、就業支援員	〒386-8555 上田市材木町 1-2-6	(0268) 25-7123
岡谷市、諏訪市、 茅野市、諏訪郡	諏訪保健福祉事務所福祉課 母子・父子自立支援員	〒392-8601 諏訪市上川 1-1644-10	(0266) 57-2911
伊那市、駒ヶ根市、 上伊那郡	伊那保健福祉事務所福祉課 母子・父子自立支援員、就業支援員	〒396-8666 伊那市荒井 3497	(0265) 76-6811
飯田市、下伊那郡	飯田保健福祉事務所福祉課 母子・父子自立支援員	〒395-0034 飯田市追手町 2-678	(0265) 53-0411
木曽郡	木曽保健福祉事務所福祉課 母子・父子自立支援員	〒397-8550 木曽郡木曽町福島 2757-1	(0264) 25-2219
松本市、塩尻市、 安曇野市、東筑摩郡	松本保健福祉事務所福祉課 母子・父子自立支援員、就業支援員	〒390-0852 松本市大字島立 1020	(0263) 40-1913
大町市 北安曇郡	大町保健福祉事務所福祉課 母子・父子自立支援員	〒398-8602 大町市大町 1058-2	(0261) 23-6508
長野市、須坂市、 千曲市、埴科郡、 上高井・上水内郡	長野保健福祉事務所福祉課 母子・父子自立支援員、就業支援員	〒380-0936 長野市大字中御所岡田 98-1	(026) 225-9096
中野市、飯山市、 下高井・下水内郡	北信保健福祉事務所福祉課 母子・父子自立支援員	〒389-2255 飯山市大字静間 1340-1	(0269) 62-3943
事業全体に関する お問い合わせ	県民文化部 こども・家庭課 家庭支援係	〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2	(026) 235-7147

お申込先：お住まいの地域の保健福祉事務所福祉課あて

平成30年度ひとり親家庭等就業支援講習会（パソコン講習会）受講申込書

申込年月日 平成30年 月 日

住 所	〒 長野県
ふりがな	
氏 名	
生 年 月 日	昭和・平成 年 月 日生（ 歳）
ふりがな	
児 童 氏 名 (児童が受講する場合)	
生 年 月 日	昭和・平成 年 月 日生（ 歳）
連 絡 先	TEL 【自宅・携帯・実家】 (連絡可能な時間帯 時～時頃)
緊 急 連 絡 先	TEL 【自宅・携帯・実家】 (連絡可能な時間帯 時～時頃)
受 講 資 格 区 分	<input type="checkbox"/> 母子家庭の母 <input type="checkbox"/> 父子家庭の父 <input type="checkbox"/> 寡婦 <input type="checkbox"/> 児童
希 望 コ ー ス 及 希 望 地 域	いずれか一つに「レ印」をし（ ）内に希望地域を記入してください。 なお、複数のコースを希望される方は、コピー等をしていただき、 各コース毎にお申込み下さい <input type="checkbox"/> パソコン初級・中級 () → 例：長野 <input type="checkbox"/> パソコン資格取得 ()
現在の職業について (必ず記入すること)	<input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> 在職中 <u>現在の雇用形態に「レ印」を記入して下さい</u> <input type="checkbox"/> 正社員 <input type="checkbox"/> 非正規社員 (<input type="checkbox"/> フルタイム <input type="checkbox"/> パートタイム) <input type="checkbox"/> 自営業 <input type="checkbox"/> その他 ()
就 職 ・ 転 職 希 望	無職の方 → 就職希望 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 在職中の方 → 転職希望 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
添 付 書 類 の 確 認	ひとり親家庭の親 → <input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書の写し または <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 ※ 上記書類のいずれかを添付すること 寡 婦 の 方 → <input type="checkbox"/> 戸籍謄本
この講習会に 応募する動機 (必ず記入すること)	

※ 記載いただいた個人情報につきましては、当講座以外には使用することはありません。

ひとり親支援ネットワーク強化のための研修事業

こども・家庭課

1 目的

子どもの貧困対策が児童家庭福祉における大きな課題となる中で、とりわけ貧困率の高いひとり親世帯への支援は一層重要性が増している。

ひとり親世帯への支援体制としては、子育て・生活に関する内容から就業・自立に関する内容までワンストップで相談に応じることができる体制を整備し、関係機関が連携して総合的・包括的な支援を行うことができる体制を整えるとともに、入所率が低迷する母子生活支援施設等の既存の資源を十分に活用することが有効である。

よって本研修事業の実施により、母子・父子自立支援員、就業支援員及び母子生活支援施設職員等のひとり親世帯の支援に関わる職員の資質向上及び連携強化と、施設の支援機能の強化及び活用の促進を図る。

2 事業内容

(1) 受講対象者

自治体や福祉事務所においてひとり親世帯への支援の総合的窓口となる母子・父子自立支援員、就業相談等に応じる就業支援員及び生活支援を必要とする母子を入所させて自立に向けた支援を行う母子生活支援施設の職員等。

(2) 研修内容

支援を要するひとり親世帯の迅速な把握から支援提供に至るまでの関係機関によるネットワークの強化及び母子生活支援施設における生活支援・養育支援、また退所後のアフターケアや地域支援を含めた総合的な支援力の強化を目的として、県外の先進事例の導入検討及び研究等を行う研修を開催する。

3 根拠法令等 母子及び父子並びに寡婦福祉法（第3条・第3条の2） 児童福祉法（第23条）

4 平成29年度事業実績

回	テーマ	開催日時	参加人数
第1回	「ひとり親家庭支援の基本的な心構え」	H29. 9. 21	19名
第2回	「養育費・面会交流に関する相談対応」	H30. 2. 23	34名

平成 29 年度第 2 回ひとり親支援ネットワーク強化研修会 次第

日時：平成 30 年 2 月 23 日（金）

午後 1 時から午後 3 時 30 分まで

場所：県庁西庁舎 111 号会議室

1 開 会

2 あいさつ （ 13 : 00 ～ 13 : 05 ）

3 講 演 会 （ 13 : 05 ～ 15 : 00 ）

テ ー マ：『養育費・面会交流に関する相談対応について』

講 師：養育費相談支援センター（公益社団法人家庭問題支援センター）

山口美智子 主任相談員

4 諸 連 絡 （ 15 : 00 ～ 15 : 30 ）

5 閉 会

回収

26名

1 今年度の研修会について

(1) 本日の講演会について評価してください

満足	やや満足	どちらとも	やや不満	不満	未記入
16	9	0	0	0	1

★ 「満足」についての意見

- ・とても参考になった。
- ・実際にまだ相談はないが、養育費、面会交流について相談の中で確認してみたいと思う。
- ・とてもわかりやすく講演していただき、知識を深めることができた。どのように当事者に伝えていけばいいのかと悩むことがあるので、今回の研修で学んだことを活かせればと思う。
- ・講師の山口先生のお話は何回か受講させていただいたが、新しい学びがあった。
- ・細かいお話を聞き、今後の相談に生かせると思う。
- ・養育費と面会交流は切り離せないものとして、「こどものため」を第一に説明していきたいと思った
- ・面接交流の重要性を再認識した。嫌がる母の気持ちにも寄り添いながら、面会に導いていけたら、と思った。
- ・両親の離婚により生じるこどもの心理的な影響について分かった。また、面接交流の大切さが理解できた。日頃相談を受けた際に、どのような姿勢でどんなサポートができるのかのヒントをいただけた。養育費についても、養育費の役割、重要性について分かった。今回の講演で学んだことも活用していきたい。
- ・具体的例、心理的思考も混ぜていただき大変わかりやすく聞けた。
- ・先生の今までの色々なケースが参考になった。対応の仕方も丁寧に教えていただき良かった。

★ 「やや満足」についての意見

- ・絵本を利用して具体的にこの時の〇〇の人の立場は・・・との解説がわかりやすく参考になった。
- ・こどもを中心とした父・母としての離婚後の良好な姿について、ケースを具体的に聞いて良かった
- ・現実の支援では、離婚相手と話し合いができるお母さんはほとんどいない。それでも「こどものために」という話は理解しやすく、実際の支援に生かしたいと思った。
- ・ひとつとして同じ事例が無い相談なので、日頃頭を悩ませていました。
- ・絵本を使用しながらの講演が分かりやすかった。・養育費に関する研修に参加するたびに思うが、当所の相談者の多くは裁判所による強制執行や履行勧告について知識を持っているが、それでは対応できない事例（元配偶者に収入が無い、居場所が不明など）を抱えている。海外のように、養育費の国による<立替え>制度を実施させるためには、私たちには何ができるのか考えていきたいと思う。

(2) 本日の研修全般を通じて「養育費・面会交流に関する相談対応」の理解度について評価してください。

深まった	どちらとも	深まらない	未記入
22	1	0	3

・私のところには養育費や面会についての相談はまだないが、離婚した夫婦より子どもたちへの大事な制度ということが分かった。山口先生が言われた通り、『どうされましたか』と投げかけてみようと思う。

・加害親が「会う権利がある」と主張し、面会交流を求めるケースがとても増えている。被害者である母親のの支援に資する話もいつか聞きたいと思う。

・困ったときに相談にのれる窓口としていきたいと思う。

・面会交流について少しイメージが深まった。

・養育費、面会交流の与える影響力や重要性について理解できた。良かった点は絵本を例にして説明して下さったので分かり易かった。養育費については家裁での手続き、流れ、費用などを今までのケースを例にして頂けるとより分かり易いと感じた。

・色々な場合の対応が分かり、とても良かったと思う。次回もこのような研修会を開いて欲しい。

・養育費、面会交流共に誤った認識をもっていた。今後の相談に早速生かしていきたい。
 ・本当は困難事例を出して事例検討会をすともっと良いのではないかと。山口先生はじめ支援センターの方は、実働する方なのでその方が生きた情報や相談が可能になると思う。

・面会交流の具体的な進め方を教えてもらった。DV事例で面会交流を望まない親が面会交流を決められるようなアドバイスの仕方を知りたい。

(3) 今後取り組んでいきたいこと (アイディア)

・相談室に絵本を置きたい。

・現況届の時、対象のひとり親の方に対して相談会、セミナーを開催したい。

・相談者に対して主の問題と共に様々な面からサポートしていける働きがけを心掛けたい

・声掛け、サポートをしたい。

・面会交流について『決めたか』と聞くのみだったが、きちんとした取決めを子どものために事前しておくように伝えたい。

・具体的な面接交流の方法について情報収集し、相談者に提示していきたい。(エフピックしか知らない)

2来年度以降の研修会について

★ 希望する研修テーマ

・離婚、母子家庭支援

・貸付について

・生活困窮者自立支援制度との連携について。

・養育費の研修は何回も受けている、他の研修もお願いしたい。貸付や相談対応について。

・再婚同士の問題。(ステップファミリー)

・就労意欲のない父親、母親への支援について情報があれば、と考える。

・高校卒業後の進学に係る費用を具体的に勉強したい。(公立、私立別の費用、自宅外通学の経費、生活費、仕送りの相場など、日本学生支援機構HPの生活実態調査報告など)